

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第八条　【略】</p> <p>〔2～68　略〕</p> <p>69   この規則において「ヘッジ会計」とは、ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この項において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この項において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下この項及び第六十七条第一項第二号において同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。第八条の八第三項及び第六十七条第一項第二号において同じ。）に係る</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第八条　【同上】</p> <p>〔2～68　同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>

損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。

(重要な会計方針の注記)

第八条の二 会計方針については、財務諸表作成のための基礎となる事項であつて、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するもの|を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては注記を省略することができる。

〔号を削る。〕  
〔号を削る。〕  
〔号を削る。〕  
〔号を削る。〕  
〔号を削る。〕  
〔号を削る。〕  
〔号を削る。〕  
〔号を削る。〕

(重要な会計方針の注記)

第八条の二 会計方針については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 有価証券の評価基準及び評価方法  
二 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
三 固定資産の減価償却の方法  
四 繰延資産の処理方法

五 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
六 引当金の計上基準  
七 収益及び費用の計上基準

八 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下この号及び第六十七条第一項第二号において同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。第八条の八

第三項及び第六十七条第一項第二号において同じ。) に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。第八条の八第一項及び第三項において同じ。) の方法

〔号を削る。〕  
〔号を削る。〕

(重要な会計上の見積りに関する注記)

**第八条の二の二** 当事業年度の財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積り (この規則の規定により注記すべき事項の記載に当たつて行つた会計上の見積りを含む。) のうち、当該会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるもの (以下この条において「重要な会計上の見積り」という。) を識別した場合には、次に掲げる事項であつて、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。

- 一 重要な会計上の見積りを示す項目
- 二 前号に掲げる項目のそれぞれに係る当事業年度の財務諸表に計上した金額
- 三 前号に掲げる金額の算出方法、重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響その他の重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2 前項第二号及び第三号に掲げる事項は、この規則の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を

九 キヤツシユ・フロー計算書における資金の範囲  
十 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

〔条を加える。〕

記載し、同項第二号及び第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。

- 3 第一項第三号に掲げる事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

- 4 第一項第三号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、同項第二号に掲げる金額の算出方法の記載をもつて代えることができる。この場合において、連結財務諸表に当該算出方法と同一の内容が記載されるときには、その旨を記載し、当該算出方法の記載を省略することができる。

(未適用の会計基準等に関する注記)

第八条の三の三 「略」

- 2|| 前項第三号に掲げる事項は、当該会計基準等が専ら表示方法及び注記事項を定めた会計基準等である場合には、記載することを要しない。

3|| 第一項各号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(未適用の会計基準等に関する注記)

第八条の三の三 「同上」

「項を加える。」

- 2|| 前項各号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(金融商品に関する注記)

第八条の六の二 「略」

2 「略」

- 3 金融資産及び金融負債の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総

(金融商品に関する注記)

第八条の六の二 「同上」

2 「同上」

- 3 金融資産及び金融負債の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総

額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である財務諸表提出会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項において同じ。）における相場その他の指標の数値の変動に係るリスク）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

「一・二 略」

「4 ～ 7 略」

（デリバティブ取引に関する注記）

第八条の八 第八条の六の二（第七項を除く。）に規定する事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

「一・二 略」

2 前項第一号に規定する事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、貸借対照表日から取引

額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である財務諸表提出会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項において同じ。）における相場その他の指標の数値の変動による損失の危険）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

「一・二 同上」

「4 ～ 7 同上」

（デリバティブ取引に関する注記）

第八条の八 第八条の六の二（第七項を除く。）に定める事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

「一・二 同上」

2 前項第一号に定める事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、貸借対照表日から取引

引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

3

第一項第二号に規定する事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

。

4 第一項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

#### (収益認識に関する注記)

第八条の三十二 顧客との契約から生じる収益については、次に掲げる事項であつて、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 顧客との契約から生じる収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報
- 二 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
- 三 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

2|| 前項各号に掲げる事項について、この規則の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合（次項に規定する場合

の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

3

第一項第二号に定める事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

4 第一項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

#### (収益認識に関する注記)

第八条の三十二 顧客との契約から生じる収益については、財務諸表提出会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び財務諸表提出会社が当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点を注記しなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」  
「号を加える。」

「項を加える。」

を除く。）には、その旨を記載し、前項各号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3|| 第一項各号に掲げる事項について、第八条の二の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、注記を省略することができます。

4|| 第一項第一号及び第三号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、注記を省略することができる。

5|| 第一項第二号に掲げる事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

（注記の方法）

第九条 「略」

2 第八条の二の二から第八条の三の二までの規定による注記は、第八条の二の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 この規則の規定により記載すべき注記（第八条の二から第八条の三の二までの規定による注記を除く。）は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。以下同じ。）として記載することが適当であると認められるものを除き、第八条の二から第八条の三の二までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、第八条の二の規定による注記と関係がある事項については、これと併せて記載することが

「項を加える。」

2|| 前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

（注記の方法）

第九条 「同上」

2 第八条の三及び第八条の三の二の規定による注記は、第八条の二の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 この規則の規定により記載すべき注記（第八条の二から第八条の三の二までの規定による注記を除く。）は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。以下同じ。）として記載することが適当であると認められるものを除き、第八条の三及び第八条の三の二の規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、第八条の二の規定による注記と関係がある事項については、これと併せて記載することが

ることができる。

〔4・5 略〕

(流動資産の範囲)

第十五条 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。

一 「略」

二 受取手形（顧客との契約に基づく財貨の交付又は役務の提供の対価として当該顧客から支払を受ける権利（当該顧客に対する法的な請求権を有するものに限る。第三号及び第十七条第四項において「顧客との契約から生じた債権」という。）その他の通常の取引に基づいて発生した手形債権をいう。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。）

二の二 「略」

三 売掛金（顧客との契約から生じた債権その他の通常の取引に基づいて発生した営業上の未収金をいう。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。）

三の二 契約資産（顧客との契約に基づく財貨の交付又は役務の提供の対価として当該顧客から支払を受ける権利のうち、第二号に掲げる受取手形及び前号に掲げる売掛金以外のものをいう。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。）

できる。

〔4・5 同上〕

(流動資産の範囲)

第十五条 「同上」

一 「同上」

二 受取手形（通常の取引に基づいて発生した手形債権をいう。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。）

二の二 「同上」

三 売掛金（通常の取引に基づいて発生した営業上の未収金をいう。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。）

〔号を加える。〕

〔四〇十二 略〕

(流动資産の区分表示)

第十七条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

〔一〇三 略〕

三の二 権利

〔四〇十二 略〕

〔2・3 略〕

4|| 第一項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号に掲げる項目に属する資産（顧客との契約から生じた債権に限る。）並びに同項第三号の二に掲げる項目に属する資産のそれぞれについて、他の項目に属する資産と一括して表示することができる。この場合においては、同項第二号及び第三号に掲げる項目に属する資産（顧客との契約から生じた債権に限る。）並びに同項第三号の二に掲げる項目に属する資産の科目及びその金額をそれぞれ注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成しているときは、当該注記を省略することができる。

(関係会社に対する資産の注記)

第三十九条 関係会社との取引に基づいて発生した受取手形、売掛金及び契約資産の合計額が資産の総額の百分の五を超える場合には、

〔四〇十二 同上〕

(流动資産の区分表示)

第十七条 「同上」

〔一〇三 同上〕

〔四〇十二 同上〕

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

(関係会社に対する資産の注記)

第三十九条 関係会社との取引に基づいて発生した受取手形及び売掛金の合計額が資産の総額の百分の五を超える場合には、当該受取手

当該受取手形、売掛金及び契約資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。ただし、関係会社に対する受取手形又は売掛金及び契約資産の合計額のいずれかの金額が資産の総額の百分の五以下である場合には、これらの合計額のみを注記することができる。

2 関係会社との取引に基づいて発生した債権（受取手形、売掛金、契約資産及び第三十二条第一項の規定により区分掲記されるものを除く。）、未着品、積送品、前払費用又は未収収益で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

### 3 [略]

（流动負債の範囲）

第四十七条 次に掲げる負債は、流动負債に属するものとする。

#### 〔一～二 略〕

二の二 契約負債（顧客との契約に基づいて財貨若しくは役務を交付又は提供する義務に対して、当該顧客から支払を受けた対価又は当該対価を受領する期限が到来しているものであつて、かつ、未だ顧客との契約から生じる収益を認識していないものをいう。以下同じ。）

#### 三 前受金

〔四～六 略〕

形及び売掛金の金額をそれぞれ注記しなければならない。ただし、関係会社に対する受取手形又は売掛金のいずれかの金額が資産の総額の百分の五以下である場合には、これらの合計額のみを注記することができる。

2 関係会社との取引に基づいて発生した債権（受取手形、売掛金及び第三十二条第一項の規定により区分掲記されるものを除く。）、未着品、積送品、前払費用又は未収収益で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

### 3 [同上]

（流动負債の範囲）

第四十七条 [同上]

#### 〔一～二 同上〕

〔号を加える。〕

三 前受金（受注工事、受注品等に対する前受金をいう。以下同じ。）

〔四～六 同上〕

(流動負債の区分表示)

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い

、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

「一〇七 略」

七の二 契約負債

「八〇十四 略」

「二〇四 略」

5|| 第一項の規定にかかわらず、同項第七号の二に掲げる項目に属する負債については、他の項目に属する負債と一括して表示することができる。この場合においては、同号に掲げる項目に属する負債の科目及びその金額を注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成しているときは、当該注記を省略することができる。

(棚卸資産及び工事損失引当金の表示)

第五十四条の四 「略」

2|| 同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては

(流動負債の区分表示)

第四十九条 「同上」

「一〇七 同上」

「号を加える。」

「八〇十四 同上」

「二〇四 同上」

「項を加える。」

(棚卸資産及び工事損失引当金の表示)

第五十四条の四 「同上」

「項を加える。」

、注記を省略することができる。

一 同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金を相殺しないで表示している場合 その旨及び当該工事損失引当金に対応する当該棚卸資産の金額

二 前項の規定により同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を表示している場合 その旨及び相殺表示した棚卸資産の金額

3|| 第十七条第二項の規定は、前項第二号に規定する棚卸資産について準用する。

4|| 第二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(売上高の表示方法)

第七十二条 「略」

2 前項の売上高の記載については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益に区分して記載するものとする。この場合において、当該記載は、顧客との契約から生じる収益の金額の注記をもつて代えることができる。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成しているときは、当該記載及び当該注記を省略することができる。

「項を削る。」

〔項を加える。〕

(売上高の表示方法)

第七十二条 「同上」

2 前項の売上高の記載については、製品売上高と商品売上高は区分して記載しなければならない。ただし、区分することが困難な場合は、この限りでない。

3|| 第一項の売上高のうち、半製品、副産物、作業くず等の売上高又は加工料収入等の役務収益で、その金額が売上高の総額の百分の十を超えるものについては、当該売上高又は収益を示す名称を付した

科目をもつて別に掲記しなければならない。

(営業外費用の表示方法)

第九十三条 営業外費用に属する費用は、支払利息、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第八十七条の規定により販売費として記載されるものを除く。）、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

様式第五号

【貸借対照表】

(単位：円)

前事業年度  
(年月日) 当事業年度  
(年月日)

資産の部	流動資産	〔略〕	売掛金 (純額)	契約資産
			×××	×××

(営業外費用の表示方法)

第九十三条 営業外費用に属する費用は、支払利息、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第八十七条の規定により販売費として記載されるものを除く。）、有価証券売却損、売上割引その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

様式第五号

【貸借対照表】

(単位：円)

前事業年度  
(年月日) 当事業年度  
(年月日)

資産の部	流動資産	〔同左〕	売掛け金 (純額)
			×××

貸倒引当金

契約資産（純額）

△×××

〔略〕

〔同左〕

負債の部

流動負債

〔略〕

未払法人税等

×××

〔未払法人税等〕

×××

〔同左〕

契約負債

×××

〔同左〕

〔略〕

〔略〕

様式第五号の二  
【貸借対照表】

(単位：円)

前事業年度 (年月日) 当事業年度 (年月日)

様式第五号の二  
【貸借対照表】

(単位：円)

前事業年度 (年月日) 当事業年度 (年月日)

資産の部

流動資産

〔略〕

売掛金

×××

資産の部  
流動資產  
〔同左〕

売掛金

×××

契約資産	×××	×××	[同左]
〔略〕			
負債の部			
流動負債			
〔略〕			
未払法人税等	×××	×××	[同左]
契約負債	×××	×××	[同左]
〔略〕			
〔略〕			[同左]
備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に対する傍線は注記である。			